

上越市議会議長 山岸 行則 様

上越市議会 中山間地対策特別委員会
委員長 宮崎 政国

経過報告

上越市議会中山間地対策特別委員会は、限界集落や耕作放棄地の増大など、多くの課題を抱える中山間地域の再生を図るため、地域資源を活用した産業振興の促進や集落維持機能の強化など、安心・安定をもたらす基盤づくりを検討し、あわせて条例制定について調査研究することを目的として、平成20年5月19日に設置されました。

このたび、これまでの検討結果を経過報告としてとりまとめましたので、下記のとおり報告します。

記

1 検討の経過

本委員会の設置から約2年間で、16回の委員会を開催するとともに、市外の先進地視察や市内の管内視察を実施し、条例制定に向けて検討を重ねてきた。

また、平成21年12月4日には、市長に対し、中山間地対策の担当組織機構の明確化について、本庁組織機構の中に部署横断的に対応できる担当部署を設置すること、総合事務所内に担当職員を任命することなどを求める提言書を提出した。

2 検討の結果

中山間地域の振興対策は、幅広い分野にわたるため、地域という横断的な視点でその主体性、自主性を生かした取り組みが必要である。

また、それぞれに誇りやアイデンティティを持つ多様性ある14市町村が合併したことも勘案し、分野ごとに全市一律の対策を実施するのではなく、まとまりのある地域ごとの特徴にあわせ、独自性ある地域づくりを支援する行政環境の構築が重要であることから、それらを目的とした条例を制定し、施策を展開することが適当との結論に達した。

このことから、本委員会では、(仮称)中山間地域振興対策条例制定に向け協議を重ね、別紙のとおり、条例のたたき台を取りまとめたところである。

なお、今後、条例の最終案作成に向け、引き続き検討すべき事項があることから、本委員会において継続して検討する必要がある。

3 施策の基本方針

中山間地域の振興対策は、地域の自主的かつ主体的な取組みを基本とするとともに、市は次の施策を総合的かつ計画的に実施することが望ましい。

- (1) 総合的な克雪対策に対する取組みを強化し、除雪体制を充実すること。
- (2) 農林業の振興を図り、担い手育成と確保対策を充実すること。
- (3) 住民の自主的な活動による地域コミュニティとしての集落の連携と集落活動の担い手を育成し、定住促進を図ること。
- (4) 地域に根ざした雇用を創出するため、地域固有の資源を活用した新たな産業の創出を促進すること。
- (5) 地域の実情に応じた生活環境基盤整備の促進と、安心安全の確保を図ること。
- (6) 豊かな自然環境の中で新たな価値観を見つけ、多様な地域間交流を積極的に推進すること。
- (7) 自然環境を保全し、事業活動に自然エネルギーを積極的に活用すること。

4 条例最終案の取りまとめに向けた検討課題

(1) 対象地域

中山間地域の範囲について、「中山間地域等直接支払対象農用地を有する地域」がよいか、他の定め方がよいかさらに検討を要する。

(2) 基本理念

中山間地域の維持・活性化の、基本的な理念をどのように定義するか検討を要する。

(3) 施策の基本方針、事業実施計画

具体的な事業の条例化について、地方自治法第222条の規定を踏まえて、予算の編成権・提案権を持つ市長との事前調整を要する。

(4) 市の責務

中山間地域と他の地域との格差解消について、市の責務を「同水準の生活機能の保障」とするのか、「最低限度の生活機能の保障」とするのかなどの検討を要する。

(5) 事業実施集落の指定

指定を受けた集落限定の事業実施でよいのか、中山間地域全体の支援の必要性などの検討を要する。

また、中山間地域で活動するNPO団体などへの支援についても検討を要する。

(6) 市の補助

市の支援について、補助金のみでよいのか、その他の支援も必要かの検討を要する。

(7) その他

附則の見直し規定の位置や条例で用いる用語の整理など引き続き検討を要する。